

2015年6月22日

北海道労働局
局長 羽毛田 守 様

日本労働組合総連合会北海道連合会
会長 工 藤 和 男

労働者派遣法改正法案の衆議院可決に抗議する要請

日頃より労働行政における円滑な推進にご尽力されていることに対して敬意を表します。

さて、労働者派遣法改正法案（以下：同法案と略す）が6月19日、衆議院本会議において可決されました。

同法案は“生涯派遣で低賃金”の派遣労働者を拡大させるとともに、現在の派遣労働者の雇用不安を増大させる内容です。審議の中で、直接雇用化などの「雇用安定措置」の実効性が全くないことなど、問題点が次々と明らかになってきたにもかかわらず、十分な審議が尽くされないまま衆議院可決に至ったことは誠に遺憾であります。

労働者派遣法は、1985(昭和60)年に成立し「13業務」でスタート、翌(1986)年に「3業務追加」、1996(平成8)年に「10業務追加」で計26業務となりました。さらに、1999(平成11)年に対象業務のネガティブリスト化(26業務が3年、それ以外の対象業務は1年)、2003(平成15)年には、ネガティブリストの見直し(26業務は制限撤廃、それ以外は最長3年)と製造業への派遣が認められるなど、派遣労働は常用代替の防止＝臨時的・一時的な労働力需給調整制度であるとの位置付けを逸脱した方向に舵が切られてきました。2012(平成24)年改正により、日雇い派遣の禁止など規制の強化となり、派遣労働者の保護に向けた取り組みは進展しつつあるものの、依然不十分であります。

こうした中での同法案は、“正社員ゼロ！生涯派遣で低賃金労働者”を生み出す以外の何ものでもありません。これまでも、企業の便利な雇用調整弁となり、リーマン・ショック後の「派遣切り」が社会問題となった経過にあります。

職場から「正社員」が消え去り、“生涯”派遣で“低賃金”を増やし、若者から安定した雇用を奪う改悪法案は撤回すべきです。私たちの子どもや孫が社会に羽ばたく時、「夢」や「希望」が持てる環境を作っておくことが私たちの責務であり、十分な審議を尽くさずに衆議院可決に至ったことに強い憤りを覚えるものです。

つきましては、以下の内容について、塩崎厚生労働大臣並びに、厚生労働省本省に対して、上申するよう要請します。

記

1. 同法案は、必要な法改正なのか。我々は、企業にとって“安くて使い勝手のよい”派遣労働を一層拡大させようとするものであり、我が国の雇用の在り方に重大な影響を及ぼす改悪法案と言わざるを得ない。また、労働者派遣制度の2つの世界標準の考え方である、「派遣は臨時的・一時的業務に限ること」及び「均等待遇」の両方を満たしておらず、低処遇を放置したまま常態的な間接雇用法制を実質的に導入するものである。さらに同法案が成立すれば、現行では派遣期間制限の対象外である専門 26 業務の派遣労働者も雇用打ち切りのリスクに晒されることとなり、派遣労働者の雇用不安が一層強まることは明らかであり、極めて問題のある法案であることを十分認識すべきである。
2. 同法案は、手続きにおいても、政府間の合意内容をもって内閣提出法案として提出されたが、本来、労働分野における政府提出法案は、ILO三者構成原則に則って労働政策審議会での議論を改めて経るべきものである。にもかかわらず、同審議会は一切検討することなく閣議決定及び国会提出がなされ、かつ、十分な審議が行われずに衆議院可決に至ったことなど、多くの手続き・進め方に問題があり、極めて遺憾であると言わざるを得ない。
3. 同法案の国会審議前には、厚生労働省の局長が、本年10月に予定される「労働契約申込みみなし制度」の施行前に法改正を行わなければ、あたかも専門 26 業務に従事する派遣労働者全体が失業するかのような怪文書を、与党を中心に配布していたことが明らかとなった。法案審議の前提となる重要な情報を、全く根拠のない不正確な内容に歪曲し、国会審議を自らの都合のよい方向へリードしようとする厚労省幹部の行動は、労働行政を預かる機関として、極めて不誠実な行動であり看過できない。十分な説明責任を果たしたうえで、徹底した審議を行うべきである。
4. これ以上、低賃金・不安定雇用労働者を増やすべきではないとの観点から、労働者保護を後退させる政府法案の採決に強く抗議するとともに、法案を速やかに撤回すること。その上で、派遣労働は常用代替の防止＝臨時的・一時的な労働力需給調整制度であるとの位置付けを維持し、派遣労働者の雇用安定や処遇改善に向けた「均等待遇の実現」、派遣先・派遣元それぞれの使用者責任の強化・徹底、集团的労使関係ルールの確立などを推進すべきである。